

予定価格の事後公表の試行について

長門市では、「予定価格の事前公表」は、入札・契約手続きに係る透明性の確保や予定価格の漏洩等の不正行為を防止することに効果があるとの考えにより、入札・契約制度改革の一環として旧長門で平成16年度から実施し、現在に至っています。

しかしながら、最近になって予定価格の事前公表は、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が指摘されています。

また、低入札価格調査制度の調査基準価格等を類推させる予定価格の事前公表については、調査基準価格付近での入札を増加させる要因となっている恐れがあることも懸念されています。

このため、予定価格の公表を事後にする動きが各地の自治体に広がっていますが、本市においても、現在行っている「予定価格の事前公表」が入札制度の公平な執行に資するものであるかどうかを検証するため、「予定価格の事前公表」と併せて、次の通り予定価格の事後公表を試行することとします。

記

1 試行の期間

平成24年3月31日まで実施。

2 対象工事

設計金額3,000万円以下の建設工事で設計金額別に年間20件程度（平成22年度については16件程度）。

3 試行に当たって

- 1 試行対象案件であることを指名通知に明記します。
- 2 入札回数は3回まで。
- 3 事後公表の工事については、積算内訳書の提出は不要です。
- 4 予定価格については、落札決定後「長門市ホームページ」において公表します。